各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣(公印省略)

「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について

平成27年7月13日付けで「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(府子本第202号)を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和3年12月20日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨 通知されたい。

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(新旧対照表)

(下線部は変更点)

	(下脉叩ば发史点)
改正後	現行
府 子 本 第 202 号	府 子 本 第 202 号
平成 27 年 7 月 13 日	平成 27 年 7 月 13 日
第一次改正 府子本第 716号	第一次改正 府子本第 716号
平成 28 年 10 月 31 日	平成 28 年 10 月 31 日
第二次改正 府子本第 612 号	第二次改正 府子本第 612号
平成 29 年 8 月 1 日	平成 29 年 8 月 1 日
第三次改正 府子本第 640号	第三次改正 府子本第 640号
平成 30 年 6 月 29 日	平成 30 年 6 月 29 日
第四次改正 府子本第 185号	第四次改正 府子本第 185号
令和元年 6 月 25 日	令和元年 6 月 25 日
第五次改正 府子本第 607号	第五次改正 府子本第 607号
令和2年5月25日	令和2年5月25日
第六次改正 府子本第 292 号	第六次改正 府子本第 292号
令和3年4月1日	令和3年4月1日
第七次改正 府子本第 1228 号	
<u> </u>	
各 都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
内 閣 総 理 大 臣	内 閣 総 理 大 臣
(公印省略)	(公印省略)

改正後	現行
子ども・子育て支援整備交付金の交付について	子ども・子育て支援整備交付金の交付について
標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)により行うこととし、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。	標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)により行うこととし、平成 27 年4月1日より適用することとしたので通知する。
別紙	別紙
子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	子ども・子育て支援整備交付金交付要綱
第 1 条から第 18 条 (略)	第 1 条から第 18 条 (略)

	改正後											現行				
別表	1		算	定	基準	E			別表	1		算	定	基 準		
1区分	2 整備区分	3種目					5 対象経費	6 負担割合	1区分	2 整備区分	3種目				5 対象経費	6 負担割合
別 1放児ラ1単た と課章ブ支位り	1区分 2整備区分 放課後 創設 児童ク 及び ラブ(改築 1支援 単位あ	本体工事費 本体工事費	本部整いの合労生く改子うの合労生く改子うの合労生く改子うの合労生をものの合労生をものの合労をものの合労生をものの合労生ををものの合物を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	・号甬金でよ(ど攺地う合 築平内知に(る平も策内場プ に成閣「係以、成家局等合う つ2 府子 🤆 下新 3 庭長 1 (ン	基 28,659 7子ど施通放9 5月・子を施通放9 5月・子を上げる。 13子育備と子はお下よ はの 13子育備と子4部)創・合 318	9 日育でひいど日科に殳故」 8 の集千 府で支取うも厚学基又課と 千 第額円 子本援扱)総生省づは後い 円 2との(的で臣備工費事要用耗印監額請す以存に)	5 財別 方 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	6 市行(国民) を 1 (1/6)	別 1放児ラ1単た 区課童ブ支位り	1 2整備区分 2 整備 2 数	本体工事費	本部整いの合労生く改子う第統備に第プ働涯学築ど。) 一番の合労生のである。 一番の合物をある。 のの合物をある。 のの合物をある。 のの合物を表している。 のの合物を表している。 のの合物を表している。 のの合物を表している。 ののの合物を表している。 のののの合物を表している。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	4 アウラー では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	基額 28,659 日育でも設知課月、通け「る 13子育備と子4部)創・合 318 の準 57,318 の準 57,318 の準 57,318 の準 57,318 の準 57,318 の準 57,318 の 57,318	の(的で臣備工費事要用耗印監額請する総め必事費び工事あ費製料工費額及の離て要む又工の務っ、本等事の改整さ内と)は事たにて通費を費とる総め必事費で品のでの、信及い又も別認に工務直す費搬設そ工相のを要との、は事め要旅運び、はにすりをといるとのとので、信及いとのので、信及いとのので、信及いとので、信及いとので、信及いとので、信及いとので、には、対象がでは、対象が、対象がでは、対象がでは、対象がでは、対象がでは、対象がでは、対象がでは、対象がでは、対象が、対象がでは、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が	6 負担が合 (利用) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6) (1/6)
		賃 特工 解工び設事 神事 体事仮整費 おり 一番	し撤去す	する場合 に際し ⁻	17, 246 C既存施設を 1, 521 C仮設施設を	8 千 円 円 円 千 解 千 日 がとと限 しブ必 要請 工費に	ブを整備する場合に 必要な費用 特殊所帯工事に必要な 特殊工事費 を登費 一種のである。 特殊工事は工事は 情負費 一個のである。 一のである。 一ので。 一ので。 一ので。 一ので、 一のである。 一ので。 一ので。 一ので。 一ので。 一ので。 一ので。 一ので	【1/12】 市 1/3 (1/6) 【1/12】 市 1/3 (1/6) 【1/12】 ・			賃 特工 解工び設事 神子 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事 大事	し撤去す	する場合 に際して値	6, 658 千F 17, 246 千F 天存施設を解ゆ 1, 521 千F 支設施設を整値 2, 264 千F	して放課後児童クラに が要な費用 でを変費用 特殊な費 特殊工事は 要請負体費とは工事は が要な費をできる。 では、一般のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、のでは、 では、 では、のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	社法人等が行う対 上、人を構に行う対し、 は、一、大のを構作である。 は、一、大のでは、 は、たいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

		改正後					現行		
		3 一部改築に際して既存施設を 解体し撤去する場合又は仮設施 設を整備する場合は、通知の第2 の2により内閣総理大臣が必要 と認めた額とする。		国 2/9 (1/2) 【5/8】 都道府県			3 一部改築に際して既存施設を 解体し撤去する場合又は仮設施 設を整備する場合は、通知の第2 の2により内閣総理大臣が必要 と認めた額とする。		都
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の 1を上限とする。	放課後児童クラブ の拡張整備に必要な 工事費又は工事請負 費及び工事事務費	2/9 (1/8) 【1/16】 市町村	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の 1を上限とする。	放課後児童クラブ の拡張整備に必要な 工事費又は工事請負 費及び工事事務費	ī
	賃借料加算	6,658 千円	新たに土地を貸借 して放課後児童クラ ブを整備する場合に 必要な費用(施設の拡 張により必要となる 部分に限る。)	2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】		賃借料加算	6, 658 千円	新たに土地を貸借 して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	Ē
	特殊付帯 工事費	17, 246 千円	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費			特殊付帯 工事費	17, 246 千円	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理 大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブ の大規模修繕に必要 な工事費又は工事請 負費及び工事事務費		大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理 大臣が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブ の大規模修繕に必要 な工事費又は工事請 負費及び工事事務費	
	特殊付帯 工事費	17, 246 千円	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費			特殊付帯 工事費	17, 246 千円	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	
	仮設施設 整備工事 費	大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。				仮設施設 整備工事 費	大規模修繕に際して仮設施設を 整備する場合は、通知の第4の3に より内閣総理大臣が必要と認めた 額とする。	仮設施設整備に必 要な賃借料、工事費又 は工事請負費	

				改正後								現行			
別表	2		算	定基	準			別表	2		算	定基	準		
1区分	2 整備区分	3 種目		4基準額	-	5 対象経費	6 負担割合	1区分	2整備区分	3 種目		4 基準額	-	5 対象経費	6 負担割合
1 病育	2 整備	本体工事費				高物整っ必含費び工事あ、本等事のを同物要事	市行	1 医分子	2 僧	本体工事費				高物整っ必含費び工事あ、本等事のを同物要事 副物整っ必含費び工事あ、本等事のを同物要事 の建にあがを事及施なで指製料工費額下建必日 の建にあがを事及施なで指製料工費額下建必日 の建にあがを事及施なで指製料工費額下建必目 の建にあがを事及施なで出製料工費額下建必目 の建にあがを事及施なで出製料工費額下建必目 の建にあがを事及施なで出製料工費額下建必目	市行
		設計料加算			1, 946 千円	業及び既存建物を買収することが建物を 新築することより効率的であると認められる場合に限る。) 本体工事費以外に別途必要となる設計				設計料加算			1, 946 千円	業及び既存建物を買収することが建物を 新築することより効率的であると認められる場合に限る。) 本体工事費以外に別途必要となる設計	3/10 設置者 1/10
		環境改善 加算			4, 592 千円	料 子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用				環境改善加算			4, 592 千円	料	_
		地域の余裕 スペース活 用促進加算			4,018 千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用				地域の余裕スペース活用促進加算			4,018 千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯 工事費 解体撤去	1 小筠.	一陸1で旺ち	16,415 千円 F施設を解体	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費 解体撤去に必要な				特殊付帯 工事費 解体撤去	1 75年	に際して既存	16,415 千円	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	-
		解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工		- 除し (既行 ける場合		解体撤去に必要な 工事費又は工事請負 費及び仮設施設整備 に必要な賃借料、工事				解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工	し撤去す			解体撤去に必要な 工事費又は工事請負 費及び仮設施設整備 に必要な賃借料、工事	

# ただし、創設に係る基準額の 2 分の 1 を上限とする。			改正後					現行	
3 一部改築に際して既存施設を 解体し撤去する場合又は仮設施 設を整備する場合は、通知の第2 の2により内閣総理大臣が必要 と認めた観とする。		事費	する場合	費又は工事請負費			事費	する場合	費又は工事請負費
解体し撤去する場合又は仮設施 設を整備する場合は、通知の第 2 の 2 により内閣総理大臣が必要 と認めた総とする。			4, 281 千円					4, 281 千円	
解体し撤去する場合又は仮設施 設を整備する場合は、通知の第2 の2により内閣総理大臣が必要 と認めた額とする。			2 一部み筑に際して町方体記え						
設を整備する場合は、通知の第2 の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。									
上認めた額とする。									
拡 張 本体工事費			の2により内閣総理大臣が必要					の2により内閣総理大臣が必要	
ただし、創設に係る基準額の 2 分の 1を上限とする。 接整備に必要な工事 費又は工事請負費及 び工事事務費 本体工事費の 5 % 本体工事費以外に 別途必要となる設計 2 次									
1を上限とする。	拡張	本体工事費				拡張	本体工事費		病児保育施設の拡
設計料加算 本体工事費の5% 本体工事費以外に 別途必要となる設計									
設計料加算 本体工事費の5% 本体工事費以外に 別途必要となる設計 料								I TELLINGE 9 80.	
探域改善		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に			設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に
環境改善加算 4,592 千円 子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用 特殊付帯 16,415 千円 工事費 16,415 千円 大臣が必要と認めた額とする。 規模修繕に必要な工事責負費 大規模修繕 本体工事費 16,415 千円 大臣が必要と認めた額とする。 規模修繕に必要な工事請負費 大規模修繕 本体工事費 16,415 千円 大臣が必要と認めた額とする。 規模修繕に必要な工事事務費 特殊付帯 工事費 16,415 千円 大臣が必要と認めた額とする。 特殊付帯 工事費 16,415 千円 大臣が必要と認めた額とする。 特殊付帯 工事費 16,415 千円 大臣が必要と認めた額とする。 特殊付帯 工事費 16,415 千円 特殊附帯工事に必要な工事事務費 特殊付帯 工事費 16,415 千円 特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費 16,415 千円 大臣が必要と認めた額とする。 非費又は工事請負費 16,415 千円 特殊附帯工事 要な工事費又は工事請負費 16,415 千円 特殊附帯工事 要な工事費又は工事請負費 16,415 千円 特殊附帯工事 要な工事費又は工事請負費 16,415 千円 特殊財帯工事 要な工事費又は工事請負費 16,415 千円 特殊財帯工事 要な工事費又は 請負費 16,415 千円 特殊財帯工事 をな工事費又は 計負費 16,415 千円 特殊財帯工事 をな工事費 16,415 千円 もな財 16,415 千円 特殊財幣工事 をな工事費 16,415 千円 もな財 16,415 千円 もなび 16,415 千円 もな財 16			'						別途必要となる設計
加算 環境を作り出すため に必要となる費用 特殊付帯 16,415 千円 特殊附帯工事に必要となる費用 特殊付帯 工事費 通知の第4の3により内閣総理 大臣が必要と認めた額とする。		T四+女コナ 羊	4 F02 T III				四块小羊	4 E00 T III	
「こ必要となる費用			4, 592 十円			h		4, 592 十日	牙ともにやさしい 環境を作り出すため
工事費 要な工事費又は工事請負費 大規模修繕 本体工事費 通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。 病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 特殊付帯工事費 16,415 千円工事費 特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費とな工事費又は工事請負費をな工事費又は工事請負費		25-	1				75-51		に必要となる費用
請負費			16, 415 千円					16, 415 千円	
大規模修繕 本体工事費 通知の第4の3により内閣総理 大臣が必要と認めた額とする。 病児保育施設の大 規模修繕に必要な工 事費又は工事請負費 及び工 事事務費 大規模修繕 及び工 事事務費 本体工事費 通知の第4の3により内閣総理 大臣が必要と認めた額とする。 病児保育施設 規模修繕に必要 事費又は工事請 及び工 事事務費 大規模修繕 長び工 事事務費 本体工事費 通知の第4の3により内閣総理 大臣が必要と認めた額とする。 病児保育施設 規模修繕に必要 事費又は工事請 及び工 事事務費 持殊付帯 工事費 16,415 千円 工事費 特殊附帯工事 要な工事費又は 請負費		工事費	1				工事費		要な工事費又は工事
大臣が必要と認めた額とする。規模修繕に必要な工事請負費 及び工事事務費大臣が必要と認めた額とする。規模修繕に必要事費又は工事請 及び工事事務費 及び工事事務費 日6,415 千円 特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	╈田掛板鎌	大 从工主弗	通知の第4の3に上川内閉総理			十担齿攸结	大 从丁重弗	通知の第4の3に上川内閉総理	
事費又は工事請負費 及び工 事事務費事費又は工事請負費 及び工 事事務費特殊付帯 工事費16,415 千円 要な工事費又は工事 要な工事費又は工事 請負費特殊付帯 工事費16,415 千円 要な工事費又は 請負費	八况保修谱	本体工事員 				八烷铁杉酯	本体工事員		規模修繕に必要なエ
特殊付帯 工事費16,415 千円 要な工事費又は工事 請負費特殊附帯工事に必要な工事費又は工事 請負費特殊付帯 工事費16,415 千円 工事費特殊附帯工事 要な工事費又は 請負費									事費又は工事請負費
工事費 要な工事費又は工事 請負費				及び工 事事務費					及び工 事事務費
請負費			16, 415 千円					16, 415 千円	
		工事費	1				工事費 		要な工事費又は工事
			大担模修繕に際して仮設施設を				仮設施設	大相模修繕に際して仮設施設を	
整備工事 整備する場合は、通知の第4の3に 要な賃借料、工事費又 ┃┃┃ 整備工事 整備する場合は、通知の第4の3に 要な賃借料、工事									
費 より内閣総理大臣が必要と認めた は工事請負費 費 より内閣総理大臣が必要と認めた は工事請負費		費	より内閣総理大臣が必要と認めた	は工事請負費			費		は工事請負費
all all all all all all all all all al			額とする。					額とする。	

改正後 現行

別 表 3

算 定 基 準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

別 表 3

算 定 基 準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

			*に基つき、放課後児童クラフの整備を行っ -		,				*に基つき、放課後児童クラフの整備を行		
1区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合	1区分	2 整備区分		4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後	創 設	本体工事費	第8条(1)に基づく場合	放課後児童クラブ	市町村が整備を	放課後	創 設	本体工事費	第8条(1)に基づく場合	放課後児童クラブ	
児童ク	及び		42, 989 千円	の創設及び改築整備	行う場合	児童ク	及び		42, 989 千円	の創設及び改築整備	
ラブ(改築		第8条(2)、(3)に基づく場合	(建物の整備と一体	(通知の第1の	ラブ(改築		第8条(2)、(3)に基づく場合	(建物の整備と一体	(通知の第1の
1 支援			31,525 千円	的に整備されるもの	2に基づき待機	1 支援			31,525 千円	的に整備されるもの	2に基づき待機
単位あ			第8条(4)に基づく場合	であって、内閣総理大	児童の解消のた	単位あ			第8条(4)に基づく場合	であって、内閣総理大	児童の解消のた
たり)			37,830 千円	臣が必要と認めた整	めの放課後児童	たり)			37,830 千円	臣が必要と認めた整	めの放課後児童
				備を含む。)に必要な	クラブの整備を					備を含む。)に必要な	クラブの整備を
			ただし、放課後子ども総合プラン	工事費又は工事請負	行う場合)				ただし、放課後子ども総合プラン	工事費又は工事請負	行う場合)
			による場合	費及び工事事務費(工	【放課後児童ク				による場合	費及び工事事務費(工	
			第8条(1)に基づく場合	事施工のため直接必	ラブ整備促進事				第8条(1)に基づく場合	事施工のため直接必	
			85, 978 千円	要な事務に要する費	業として待機児				85, 978 千円	要な事務に要する費	
			第8条(2)、(3)に基づく場合	用であって、旅費、消	<u>童の解消のため</u>				第8条(2)、(3)に基づく場合	用であって、旅費、消	
			63, 050 千円	耗品費、通信運搬費、	の放課後児童ク				63,050 千円	耗品費、通信運搬費、	
			第8条(4)に基づく場合	印刷製本費及び設計	<u>ラブの整備を行</u>				第8条(4)に基づく場合	印刷製本費及び設計	
			75, 660 千円	監理料等をいい、その	<u>う場合】</u>				75, 660 千円	監理料等をいい、その	
				額は工事費又は工事						額は工事費又は工事	
			一部改築については、通知の第2	請負費の 2.6%に相当	国 1/3				一部改築については、通知の第2	請負費の 2.6%に相当	国 1/3
			により算出されたものを基準額と	する額を限度とする。	(2/3)				により算出されたものを基準額と	する額を限度とする。	(2/3)
			する。	以下同じ。)並びに既	<u>[5/6]</u>				する。	以下同じ。)並びに既	
				存建物の買収のため						存建物の買収のため	
				に必要な財産購入費	┃ 都道府県 ┃					に必要な財産購入費	都道府県
				(PFI 事業及び既存	1/3					(PFI 事業及び既存	1/3
				建物を買収すること	(1/6)					建物を買収すること	(1/6)
				が建物を新築するこ	<u>[1/12]</u>					が建物を新築するこ	
				とより効率的である	市町村					とより効率的である	市町村
				と認められる場合に	1/3					と認められる場合に	1/3
				限る。)	[(1/6)					限る。)	(1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合	新たに土地を貸借	<u>[1/12]</u>			賃借料加算	第8条(1)に基づく場合	新たに土地を貸借	
			9,987 千円	して放課後児童クラ					9, 987 千円		
			第8条(2)、(3)に基づく場合	ブを整備する場合に	市町村が社会福				第8条(2)、(3)に基づく場合	ブを整備する場合に	
			7, 324 千円	必要な費用	祉法人等が行う				7, 324 千円	必要な費用	祉法人等が行う
			第8条(4)に基づく場合		施設の整備に対				第8条(4)に基づく場合		施設の整備に対
			8, 789 千円		して補助を行う				8, 789 千円		して補助を行う
			第8条(1)に基づく場合	特殊附帯工事に必	場合(通知の第			特殊付帯	第8条(1)に基づく場合	特殊附帯工事に必	場合(通知の第
		工事費	25, 869 千円		1の2に基づき			工事費	25, 869 千円		一口のとに基づさ
		<u></u>	第8条(2)、(3)に基づく場合	請負費	待機児童の解消			X	- 25,555 177 第8条(2)、(3)に基づく場合	請負費	待機児童の解消
			18.971 千円	m A A	のための放課後				18. 971 千円	明天兵	のための放課後
			第8条(4)に基づく場合		児童クラブの整				第8条(4)に基づく場合		児童クラブの整
			22, 765 千円		備を行う場合)				22, 765 千円		備を行う場合)
			22,700 [1]		【放課後児童ク				22, 700 [1]		
					ラブ整備促進事						
					業として待機児						
					<u>童の解消のため</u>						
1		L			4	, 1	1				

	改正後				現行	
解工び設事	及 し撤去する場合 施 第8条(1)に基づく場合	工事費又は工事請負 費及び仮設施設整備 に必要な賃借料、工事 費又は工事請負費	の放課後児童ク ラブの整備を行 う場合】 国 2/9 (1/2) 【5/8】 都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】	解する。とは、おは、おは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 2,282千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,673千円 第8条(4)に基づく場合 2,008千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 3,396千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,490千円 第8条(4)に基づく場合 2,490千円 第8条(4)に基づく場合 2,988千円 3 一部改築によずる場合は、通知の必必 と認めた額とする。	工事費又は工事請負 費及び仮設施設整備
拡 張 本体工		放課後児童クラブ の拡張整備に必要な 工事費又は工事請負 費及び工事事務費	拡	張 本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の 1を上限とする。	放課後児童クラブ の拡張整備に必要な 工事費又は工事請負 費及び工事事務費
賃借料	9,987 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324 千円 第8条(4)に基づく場合	新たに土地を貸借 して放課後児童クラ ブを整備する場合に 必要な費用(施設の拡 張により必要となる 部分に限る。)		賃借料加算	第8条(2)、(3)に基づく場合7,324千円第8条(4)に基づく場合	新たに土地を貸借 して放課後児童クラ ブを整備する場合に 必要な費用(施設の拡 張により必要となる 部分に限る。)
特殊付工事費				特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合	特殊附帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費

改正後 現行

別 表 4

算 定 基 準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

別 表 4

算 定 基 準 (第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

F-			8 余に基づさ、納児休月他設の登備を行う。		•					3余に基づさ、柄児休月旭設の登開を行う。		
1区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合	1区分	2 整備[3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保	創 設	本体工事費	第8条(1)に基づく場合	病児保育施設の創	市町村が整備を	病児保	創		本体工事費	第8条(1)に基づく場合	病児保育施設の創	
育施設	及び		58, 386 千円		行う場合	育施設	及			58, 386 千円		行う場合
	改築		第8条(2)、(3)に基づく場合	の整備と一体的に整			改	築		第8条(2)、(3)に基づく場合	の整備と一体的に整	
			42,816 千円	備されるものであっ	国 1/3					42,816 千円	備されるものであっ	国 1/3
			第8条(4)に基づく場合	て、内閣総理大臣が必						第8条(4)に基づく場合	て、内閣総理大臣が必	
			51,380 千円	要と認めた整備を含	都道府県					51, 380 千円	要と認めた整備を含	都道府県
				む。)に必要な工事費	1/3						む。)に必要な工事費	1/3
			一部改築については、通知の第2	又は工事請負費及び	市町村					一部改築については、通知の第2	又は工事請負費及び	市町村
			により算出されたものを基準額と	工事事務費(工事施工	1/3					により算出されたものを基準額と	工事事務費(工事施工	1/3
			する。	のため直接必要な事						する。	のため直接必要な事	
				務に要する費用であ	市町村が社会福						務に要する費用であ	市町村が社会福
				って、旅費、消耗品費、	祉法人等が行う						って、旅費、消耗品費、	祉法人等が行う
				通信運搬費、印刷製本	施設の整備に対						通信運搬費、印刷製本	施設の整備に対
				費及び設計監理料等	して補助を行う						費及び設計監理料等	して補助を行う
				をいい、その額は工事	場合						をいい、その額は工事	場合
				費又は工事請負費の							費又は工事請負費の	
				2.6%に相当する額を	国 3/10						2.6%に相当する額を	国 3/10
				限度とする。以下同							限度とする。以下同	
				じ。)並びに既存建物	都道府県						じ。)並びに既存建物	都道府県
				の買収のために必要	3/10						の買収のために必要	3/10
				な財産購入費 (PFI 事	市町村						な財産購入費 (PFI 事	市町村
				業及び既存建物を買	3/10						業及び既存建物を買	3/10
				収することが建物を	設置者						収することが建物を	設置者
				新築することより効	1/10						新築することより効	1/10
				率的であると認めら							率的であると認めら	
				れる場合に限る。)							れる場合に限る。)	
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合	本体工事費以外に]			ī	設計料加算	第8条(1)に基づく場合	本体工事費以外に	
			2.919 千円	別途必要となる設計						2, 919 千円	別途必要となる設計	
			第8条(2)、(3)に基づく場合	料						第8条(2)、(3)に基づく場合	料	
			2, 141 千円							2, 141 千円		
			第8条(4)に基づく場合							第8条(4)に基づく場合		
			2,569 千円							2, 569 千円		
		環境改善	第8条(1)に基づく場合	子どもにやさしい				Ŧ	環境改善	第8条(1)に基づく場合	子どもにやさしい	
		加算	6,888 千円	環境を作り出すため				J.	加算	6,888 千円	環境を作り出すため	
			第8条(2)、(3)に基づく場合	に必要となる費用						第8条(2)、(3)に基づく場合	に必要となる費用	
			5,051 千円							5, 051 千円		
			第8条(4)に基づく場合							第8条(4)に基づく場合		
			6,061 千円							6,061 千円		
· '	ı			•	_	'	'	<u> </u>				<u> </u>
						1						

		改正後					現行	
		第8条(1)に基づく場合	地域の余裕スペー				第8条(1)に基づく場合	地域の余裕スペー
	スペース活		ス(公営住宅、公民館			スペース活	6,027 千円	ス(公営住宅、公民館
	用促進加算	第8条(2)、(3)に基づく場合	等)を活用して病児保			用促進加算	第8条(2)、(3)に基づく場合	等)を活用して病児保
		4, 420 千円	育施設を整備するた					育施設を整備するた
		第8条(4)に基づく場合	めに必要となる費用				第8条(4)に基づく場合	めに必要となる費用
		5, 304 千円					5, 304 千円	
	特殊付帯	第8条(1)に基づく場合	特殊附帯工事に必			特殊付帯	第8条(1)に基づく場合	特殊附帯工事に必
	工事費		要な工事費又は工事			工事費		要な工事費又は工事
		第8条(2)、(3)に基づく場合	請負費				第8条(2)、(3)に基づく場合	請負費
		18,057 千円					18,057 千円	
		第8条(4)に基づく場合 21,668千円					第8条(4)に基づく場合 21,668千円	
	 解体撤去	1 改築に際して既存施設を解体	解体撤去に必要な			解体撤去	1 改築に際して既存施設を解体	解体撤去に必要な
	工事費及	し撤去する場合	工事費又は工事請負			工事費及	し撤去する場合	工事費又は工事請負
	び仮設施	第8条(1)に基づく場合	費及び仮設施設整備			び仮設施	第8条(1)に基づく場合	費及び仮設施設整備
	設整備工		に必要な賃借料、工事			設整備工		に必要な賃借料、工事
	事費	第8条(2)、(3)に基づく場合	費又は工事請負費			事費	第8条(2)、(3)に基づく場合	費又は工事請負費
		2,643 千円					2,643 千円	
		第8条(4)に基づく場合					第8条(4)に基づく場合	
		3, 172 千円					3, 172 千円	
		│ │2 改築に際して仮設施設を整備					│ │2 改築に際して仮設施設を整備	
		する場合					する場合	
		第8条(1)に基づく場合					第8条(1)に基づく場合	
		6, 422 千円					6, 422 千円	
		第8条(2)、(3)に基づく場合					第8条(2)、(3)に基づく場合	
		4,709 千円					4, 709 千円	
		第8条(4)に基づく場合					第8条(4)に基づく場合	
		5, 651 千円					5, 651 千円	
		│ │3 一部改築に際して既存施設を					 3 一部改築に際して既存施設を	
		解体し撤去する場合又は仮設施					解体し撤去する場合又は仮設施	
		設を整備する場合は、通知の第2					設を整備する場合は、通知の第2	
		の2により内閣総理大臣が必要					の2により内閣総理大臣が必要	
		と認めた額とする。					と認めた額とする。	
広 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。	病児保育施設の拡	打	広 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。	病児保育施設の拡
		ただし、創設に係る基準額の2分の					ただし、創設に係る基準額の2分の	
		1を上限とする。	費又は工事請負費及				1を上限とする。	費又は工事請負費及
			び工事事務費					び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に			設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に
			別途必要となる設計					別途必要となる設計
			料					料

	改正後		現行	
環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合	環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用
特殊付帯工事費	6,061 千円第8条(1)に基づく場合 24,623 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057 千円特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費第8条(4)に基づく場合 21,668 千円	特殊付帯工事費	6,061 千円 第8条(1)に基づく場合 24,623 千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057 千円 第8条(4)に基づく場合 21,668 千円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費

改正後	現行
別紙様式1	(略)

				改正	後									現行			
₹表																	
	令和 年	F度子ど	・子育で	支援整	備交付金所要	額市町村		市町村名			令和	年度子ども・	子育て支	接整備交付金	金所要額市町村別内訳表	市町村名	
施設名	4	施設種別	設置主体	数 #	放課後児童クラ		(単位:円) で付金所要額	年次計画	抵当権		施設名	施設種別	設置主体	整備区分	交付金所要額	年次計画	抵当権 設置の有
旭叔冶	,,	旭 政 僅 別	双直土净	整備区分	<u>プ整備保進事業</u>	2	(刊 並 月 安 領	平久訂画	設置の有無								有·無
									有·無								有·無
		***************************************							有·無								有·無
									有·無	***************************************							有•無
									有·無								有•無
									有·無								有・無
				***************************************					有·無								有・無
				***************************************					有·無								
									有·無								有•無
									有·無	***************************************							有·無
									有·無								有·無
合計(施設分)											合計(施設分)						
施設種別欄には、放課後児 設置主体欄には、市町村は 整備区分欄には、創設、改多 放 <mark>課後児童クラブ整備促進</mark> 年次計画欄は、単年度事業	:「公」、社会福祉 築、拡張、大規模 事業欄には、「b	:法人等に 英修繕、応 改課後児:	「は「民」と :急仮設施 童クラブ整	記載する、 設整備の 備促進事	こと。 別を記入するこ 業」であれば、C	Dを付すこと	<u>-</u> 年度 ● %止記入	すること		(2) 設置主体	関には、放課後児童クラフ 関には、市町村は「公」、 ² 関には、創設、改築、拡張 関は、単年度事業の場合	土会福祉法人等	には「民」と	記載すること。	すること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	変●% と記入する。	<u>-</u> Ł

改正後	現行
]紙様式2~7	
(略)	(略)

	正後			現行											
内訳表															
<	令和 年度	子ども・う	<u>-</u> 育て支援生	整備交付金精算?	額市町村別内訳表 (単位:円)	市町村名			令和	加 年度子	ども・子育	て支援整備交	で付金精算額市町村別内訳表 (単位:円)	市町村名	
施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童クラ ブ整備促進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権 設置の有無	į	 直設名	施設種別	設置主体	整備区分	交付金所要額	年次計画	抵当権 設置の有無
							有·無								有·無
							有・無								有•無
				•			有・無								有·無
							有・無	ACCOUNTS OF THE PARTY OF THE PA							有·無
			***************************************				有·無	Page 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10							有·無
			-	-			有·無					***************************************			有·無
							有·無								有·無
***************************************							有·無								有·無
							有·無								有•無
							有·無	***************************************				•			有·無
合計(施設分)								승計(施設分)	+					
(1)施設種別欄には、放課後児童クラ(2)設置主体欄には、市町村は「公」 (3)整備区分欄には、創設、改築、拡 (4)放課後児童クラブ整備促進事業相 (45)年次計画欄は、単年度事業の場	、社会福祉法 、張、大規模化 欄には、「放調	大等には「 を繕、応急は 「後児童ク	「民」と記載す 仮設施設整備 ラブ整備促進	^ること。 備の別を記入するこ。 『事業』であれば、○)を付すこと。	<u>と記入すること</u>		(2)設置主体欄に (3)整備区分欄に	は、放課後児童グラ は、市町村は「公」 は、創設、近案、近 、単年度事業の場	、社会福祉法/ 張、大規模修	人等には「! 繕、応急仮	民」と記載するこ 設施設整備の5	<u>ك</u> .	●%」と記入する。	<u>-</u> <u>-</u>

改正後	現行
]紙様式2~7	
(略)	(略)